

第766回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成19年9月14日（金）午後2時から
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第765回教育委員会会議録の承認について
- 4 第766回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 専決処分報告
教育功績者表彰について（教職員課）
- 6 議 事
第1号議案 第315回宮城県議会議案に対する意見について（総務課）
第2号議案 教育功績者表彰について（総務課）
第3号議案 学校教職員人事異動方針について（教職員課）
- 7 課長報告等
教育・福祉複合施設整備事業に係る大規模事業評価について（教職員課）
- 8 資 料（配付のみ）
（1）平成20年度宮城県立中学校入学者選抜要項及び宮城県立中学校入学者募集要項（出願者用）について（高校教育課）
（2）第34回東北総合体育大会福島県大会結果資料について（スポーツ健康課）
- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉会宣言

第766回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成19年9月14日(金)午後2時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 藤村委員長, 櫻井委員, 山田委員, 佐々木委員, 小野寺委員,
佐々木教育長

4 説明のため出席した者

三野宮教育次長, 佐藤参事兼総務課長, 伊東教育企画室長,
氏家福利課長, 安井教職員課長, 村上義務教育課長,
伊藤特別支援教育室長, 高橋高校教育課長, 氏家施設整備課長,
菊地スポーツ健康課長, 武田生涯学習課長, 真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後2時

6 第765回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第766回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 櫻井委員及び小野寺委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 専決処分報告

教育功績者表彰について

委員長 委員全員に諮った上で, 専決処分報告及び議事の第2号議案については,
非開示情報が含まれる事項のため, その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

9 議 事

第1号議案 第315回宮城県議会議案に対する意見について

「第315回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げる。

資料は, 1ページから4ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき, 平成19年9月12日付けで, 知事から意見を求められたので, 意義のない旨の意見を申し出ようとするものである。

はじめに, 予算議案についてであるが, 3ページの第315回宮城県議会提出予算議案

の概要を御覧願いたい。

教育委員会の9月補正額は、1億9百13万9千円であり、国の委嘱等を受けた実践研究やモデル事業の実施等に要する経費を措置するものである。また、債務負担行為については、図書館情報ネットワークシステム開発・運営に必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、予算外議案の概要についてであるが、4ページを御覧願いたい。

第133号議案は、学校教育法の改正に伴い、規定の整理を行おうとするもの、第145号議案は、県立高等学校の再編等に伴い校名変更等の改正を行おうとするもの、第152号議案は、宮城県仙台第三高等学校校舎改築に係る工事請負契約を締結するものである。

平成19年9月宮城県議会に提出される予算及び予算外議案の内容については以上のとおりである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

委員長 仙台第三高等学校は、この年となるのか。他の学校はどうなっているのか。
教育長 仙台第三高等学校の改築工事は、仮契約を結んでいるが、平成21年4月オープンとなる。それ以外にもいろいろと工事をやっているところがある、田尻さくら高校等、順次計画的に進めている。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

第2号議案 教育功績者表彰について

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

第3号議案 学校教職員人事異動方針について

「学校教職員人事異動方針について」御説明申し上げます。

資料は、7ページから18ページまでとなる。

資料8ページを御覧願いたい。

学校教職員の人事異動については、これまで、学校教職員人事異動方針に基づき、有為な人材の登用、市部と郡部間等の地域間交流、教員組織の適正化、同一校在任期間の長い者についての積極的な異動、並びにへき地及び特別支援教育の充実強化に重点を置き、本県教育の充実向上を図ってまいった。今後もこの基本方針を踏まえて進めたいと思うが、地域間交流、同一校の在任期間の点で、更に運用上の改善を図るべく、今回、「高等学校・特別支援学校教職員人事異動実施要領」の所要の見直しを行った。

これまで、人事異動方針に基づき、実施要領で、同一校在任期間については10年という上限を設け、また、平成12年3月の異動からは、全県を6地区に、そして3つの学校群を設定し、教員としてのキャリア全体で4地区2学校群を経験するものとした。

一方、現在、全県的な課題として教育力の向上へ向けての各学校の取組が期待されるとともに、県立高等学校の通学区域の全県一学区化に伴い、特色ある学校づくりが求め

られているが、仙台市を中心とする中部地区への異動希望の集中もあり、郡部においては、学校づくりを支える中堅教員が少ないことが指摘されている。県内全域での適材適所の人事異動を一層効果的に進めていく必要があると認識している。

このため、17ページの新旧対照表に掲げているが、今回、同一校在任期間が10年以上の者は、原則として異動させる方針に加えて、8年以上の者の異動を積極的に進め、人事異動の一層の活発化を図ることとした。更に、同一校の在任期間の制限だけでは、特に中部地区とそれ以外の地区間の異動を促進するのは難しいため、同一地区内での連続勤務年数についても原則15年との上限を設定したところである。

将来を見据えた県立学校全体の教育力の向上・活性化を図るために、人事異動の一層の広域化・流動化を行い、特色ある学校づくり等への人的な面での支援策としたいと考えている。

なお、このほかに、「小・中学校教職員人事異動実施要領」において、栄養教諭の創設に伴い、栄養教諭を追加している。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 二つある。一つは、昨今、校医として私が学校教育にタッチしている限りでは、非常に心の問題であるとか、心の健康の問題を抱えている子供が多くなっているの、養護教諭の責任というものがますます大きくなっていると感じている。それで生徒数に対する養護教諭の配置の数が決まっているというのは伺っているが、生徒達のニーズが高まっていることに対して、養護教諭の配置の変更を考えているのか。

もう一つは、この間も高等学校の視察に行ったときに、どうしてもへき地というか地域の学校には若い先生方が集りやすく、中堅のベテランの方はどうしても中央に集中しているという事実がある。ただ、先生方にも生活というものがあ、希望もあるので、あえてへき地とか地方の学校勤務の場合に、そのベテランが勤務した場合に何かしらのメリットというか、地方でも熱心に教育に努力した先生に対する特別な配慮というようなものを考えているのかどうかを教えていただきたい。

教職員課長 養護教諭についての御指摘がまずあったが、養護教諭の重要性の御指摘について、私どももしっかりと重要視しながら施策を進めたいと思う。配置の全体的な定数の問題については、国が定めている法律等に基づいて県全体のトータルの配置数が規定されている。その枠の中でも適材・適所の学校側のニーズに応じた人事上の配置ということもさらに鋭意努力したい。

もう一点、へき地というかその関係での御指摘があったが、今回御説明している人事異動方針の導入により、県内全域での適材・適所の推進ということで、地区間の異動もより一層活発にしたいと考えている。いわゆる郡部というか地域の学校においてもいろいろな年齢構成、経験を持った職員が学校

のニーズに応じながら配置ができるよう努力したいと思う。それからメリットというか御指摘の点であるが、高等学校においてはへき地学校としての指定はないが、小中学校ではへき地学校の指定がされた学校に勤務する職員には、手当上、へき地手当というものをこれまでもやってきている。また、特定の職員がへき地学校に勤務するというのではなく、県の職員としていろいろな学校で経験を積んでいただくということが、学校の組織にとっても、あるいは教員のキャリアアップにとっても重要だと思っている。その点での人事の方針ということもいろいろと配慮したいと考えている。

櫻井委員 二点目についてであるが、そうすると、ここ2、3年というか最近、だいぶへき地への中堅どころの先生方の意欲があがってきたと思うか。そして、今後もそのような措置によって活発に利用される制度だと思うか。

教職員課長 教育長からの説明にもあるとおり、教員個人の希望という点でいくと、傾向としてはやはり仙台市周辺を中心とした地域に対する希望が多い状況である。ただ、そういった状況の中でも、県域全体での経験を積んでいただくことが、先ほど発言したとおり、県立学校全体として重要な観点であると思うので、今回の取組を通じてさらに進めていきたいと思う。

櫻井委員 いまこのような質問をしているのは、今度学区が撤廃される。保護者も生徒も地域の方もやはり地方の学校の活性化ということを非常に心配している。私も決めた責任がある。学校の活性化というのは、やはり先生ありきだと思う。先生が非常に立派な方がいれば、生徒も非常に学ぶ意欲が出てくる。そして、その学校の活性化になるので、私は、いままでの取組で、なかなか地域の学校の活性化、先生を通しての活性化が、いま一つという印象を受けるので、経済的な問題もかかってくるが、いろいろ枠もあると思うが、学区撤廃という宮城県教育委員会をあげての決定をしたわけであるので、やはりお金の面でも、それから条件の面でも、やはり素晴らしい先生が、地方の学校の活性化に繋がりやすい環境をつくっていただきたい。それは、私達、教育委員会の責任だと思っている。あんなに言っておきながら、なんだ大した先生がいないんじゃないか、それではこの学校は前と変わらないんじゃないかと言われたくないと思う。努力はしているという言葉信じたいと思うが、なお一層の努力をしていただきたい。

山田委員 二点伺いたい。一つは、櫻井委員の発言に関連するが、やはり全県一学区になるにあたり、特色ある学校づくりのための方策というのは、文字上は出ているが、具体的な方策が読み取れない部分が非常に多い。いまの発言のとおりとは思いますが、もっと具体的な人員の配置のための計画というか方策を示していただきたい。どのように考えるのかが一点である。それと、同一校に8年以上の者の異動を積極的に進める。あるいは、10年以上の者は原則として異動させるということであるが、これでも長い気がする。いちがいにこ

れを縮めるのは難しい面もあるとは思うが、現時点で対象となる方の割合はどのくらいかをお教えていただきたい。

教職員課長 まず、一点目の御指摘で、学校に対する人事上の支援ということであるが、当然、今後の各学校の特色ある学校づくりのために、人事もやはり重要な基盤であるので、各学校が求める人材像について、より管理職・校長と連携・連絡を密にしながら、そういった学校づくりの方向に沿うような人事配置も、よりきめ細かくやって行きたいと思っている。それを実際に進めるにあたり、いろんな経験を積んだ教職員が全県的に活躍していただけるような環境づくりが非常に重要になってくると考えている。それを実現する大きな手段として、できるだけ全県的に多くの地区を経験していただきたいというかなり大きなインパクトを持つ取組になるとも考えている。

それから、もう一点御指摘をいただいた同一学校での在任期間の点であるが、教職員の仕事としては、単年度ごとの取組というよりは、入学して三年間送り出すまでであるので、ある程度、中・長期的な仕事の状況と適切な時期の異動とのバランスを考えながら、これまで10年というルールもあったが、さらに人事異動の活性化ということで、8年を一つの区切りとしてさらに活性化したいと考えている。これにより新たに影響を受ける教職員は、県全体で300超ぐらいの人数である。

山田委員 割合にするとどのくらいか。

教職員課長 全体の一割弱である。

委員長 いまの話にも繋がるが、普通科の場合と普通科でない、例えば機械科等では、その学校の特徴として違うところがあると思うので、一概にそこをそう決めるといふことの、例えば普通科であれば5年ぐらいで動いてもらった方がよいと思うが、他の科では、10年ぐらいはいることが必要な場合もあるのではないかと。そういうことを考えてこれをつくったのか。

教職員課長 校種の違いということも教員の経験を積んでいただく上で非常に重要な観点であると考えており、これまでの人事異動にあたっては、県内全域を地区に分け、6地区の中の4地区以上を経験いただくということと、学校種を三つのグループに分けて、その内の二つ以上のグループを経験していただきたいということでこれまでも進めてきている。

小野寺委員 教育長発言のとおり、人事というのは、学校運営とか、あるいは生徒、あるいは教職員にとって重大なことだと思う。それで、私は、一つ一つの学校、あるいは地教委、あるいは一人一人の教職員の意向とか、希望とかがあると思うので、そのことを十分に踏まえて適正な人事をやっていただきたい。そして課題解決に繋がるような積極的な、前向きな人事をやっていただきたいと思っている。

それを踏まえていくつか伺いたい。いま、県立の問題が出ているが、県立

の人事異動上、いま発言のような広域交流や地区間の交流が一つの課題だったのだというふうに捉えている。もう一方の義務の課題は何があるのか後ほど課長から伺いたい。今回の県立の方針を見ると全県一学区に伴った説明をした訳であるが、その辺りを踏まえた、かなり踏み込んだ積極的な対応をしていると思う。そこは、本当に評価したいと思う。ただ、ここでは分かるが、本当に実効があるかどうかだと思う。冒頭に発言したとおり、一人一人の教職員の問題もあると思うが、その辺を踏まえて実効あるものにしていただきたいと思う。

それと、広域交流の他に校種間の交流である。例えば、小学校と中学校とか、中学校と高校とかの交流であるが、広域交流とともに私は校種間の交流も非常に大事だと思っている。このごろ校種間の交流の接続に何か教育上の問題があるのかなという気持ちを持ってきている。話が横道に逸れるかもしれないが、今年のある時、中学校の校長先生方との話し合いをした時がある。その中に高校からきた先生がいたが、その先生の見方というのは、非常に問題提起をしたと感じた。その意味でも、その辺りの校種間の交流についてどう考えているのかを伺いたい。

教職員課長

まず、義務教育における人事のお尋ねであるが、義務教育においても地区間の交流、例えば、都市部と郡部、それからへき地に指定されている地域とそれ以外の地域ということの交流もこれまでも促進して行くという方針で行っている。また、教育事務所、あるいは任命権が違うが、仙台市教育委員会との交流、こういった地区間の交流についても積極的に行うという方針で取組を進めてきたところである。また、今後の在り方については、市町村立学校ということもあるので、市町村の教育委員会、あるいはまた、教育事務所の再編ということも念頭に入れながら、さらに進めて行きたいと考えている。

もう一つ、実効性のあるような形でとの御指摘であるが、今回、こういった新しい取組を行うことにより、かなり県立学校の全県的な人事の条件整備というのが、さらに活発化・促進できるのではと考えている。具体的な個々の学校における人事の配置については、これはかなり、個々の学校からの要望であるとか、教員の状況の具体事例の中で考えなければいけない状況もあるので、なかなかある一定の形式で明確化する部分というのは難しいところもあると思うが、そういったところも条件整備を行いながら、しっかりと人事の際に調整を進めて行きたいと思っている。

それからまた、もう一点、校種間の交流についての御指摘であるが、これについては、人事の問題のみならず、学校教育全体の中で校種間の提携・協力ということが重要となっているところである。この人事異動においても校種を超えた経験を積んでいただくということで、これまでも校種間交流を積極的に進めて行きたいというふうに考えており、前回の定期異動では、39

名ほどが校種を超えて異動していただいている。こういった取組は、今後力をいれて行きたいと考えている。

佐々木委員 今回のこの改定で良いと思うことは、地区間の異動をするということだと思ふ。

ただ、一つ質問があるが、やはり同じ人でも、それぞれすごく良い働きをする時、力を発揮できる時、できない時というのがある。同じ人間なのに、こういう環境では、こんなに良い仕事ができるのに、ちょっと環境なり、組合せ、あるいは上司が替わった途端に精彩を放たなくなるとか、あるいは力を出せなくなるということはよくあることなので、やはり本人の希望というのもすごく大事だと思う。ある人が、こういう環境であればすごく力を発揮できるのに、自分の意に反してというか、その人の適正に反して全然違う環境に行ってしまった時に力が発揮できなくなるということは、十分ある危険だと思う。公平性という面でうんと回すということは、勿論、ある意味必要だが、やはりその人の希望とか、適正というのはすごく大事だと思うので、職員の先生方の希望、その人の考えは、どの程度反映されることになっているのかを伺いたい。

私もいろんな機会に、いろんな高等学校、中学校に行く機会が多いが、そこで話していて感じることは、校長先生が替わると学校の雰囲気なり、方針なり、やり方が、相当変わると先生方がおっしゃる。各教員の異動も大事だが、やはりどんな考えを持った校長先生がそこに行くのかというのがすごく大事だと思う。校長先生は、どんなふうにも、変な言い方であるが、あがり職のような、つまり段々上がって行って、最後はこの学校の校長先生になってあがるというのが、もしかして教育界の世界では一つの道筋になっているという異動の仕方があるのかもしれないが、すごく意欲のあって、新しい考えを發揮できる良い校長先生が、ある意味、その校長先生がいなくとも上手く行くという高等学校に行くというのは、何かもったいないような感じをしてしまうところがあるので、校長先生の異動はどのような形で決められるのかということも伺いたい。

教職員課長 まず、教職員自身の希望と全体の学校のニーズとのバランスということの問題だと思うが、御指摘のとおり、いろんな職員のそれぞれのやってみたい仕事、あるいは得手・不得手といったものもある。一方で、学校の組織として求めるマンパワーとしての人材像もある。これをマッチングさせながら、もっとも職員の方々一人一人が力を発揮していただける環境をつくることだが、人事の最大の目的であろうというふうに考えている。なかなかそれで、毎年、毎年、難しい調整で知恵を絞っているが、その点は、今後も鋭意努力したいと考える。

佐々木委員 希望を出せる道筋はあるのか。動かす側の考えはあるとは思いますが、一人一

人の現場の先生方が希望を出し、それが何らかの形で反映される道筋はあるのか。

教職員課長 職員個人の方から仕事の在り方と異動に関する希望を聴取する機会は、書面で提出していただく機会を毎年設けている。それと先程来説明している全体の人材ニーズの中から一番良い人事の在り方ということを毎年度考えて行きたい。

もう一点、校長・管理職の在り方についての御指摘であるが、学校という組織の一番上に立つ人間が、実際にリーダーシップを持って、職員の方々の指導というものをいただきながら、学校づくりというものをきちんと進めていただくということは重要なところであり、学校の校長の異動についても、全県的な立場で適材・適所の異動をきちんと進めて行きたいと考えている。

小野寺委員 佐々木委員の発言は、私もそのとおりだと思うが、必要な人事はやらなければいけないと思う。まず、一人一人の教職員の意向や希望をきちんと踏まえて細心の注意を払いながら最適の人事を前向きに行うべきだと思う。

それで、二つお願いし、一つお伺いしたい。まず、先ほど仙台市との任命権者が違うという問題が出たが、実際に義務の場合、なかなか仙台市には入れないという状況がいまでもあると私は思っている。その辺りについて、どうして仙台に入れられないのか。採用の段階からそうなのか、よく分からないが、どうか仙台市の教育委員会と協議して、交流を積極的に進めていただきたい。もう一つは、ここに昇任の一定基準があるが、私もこのとおりだとは思いますが、現場でいろいろ苦労している教員をよく見ていただいて、周囲が、この人であれば間違いのないという納得する人事をひとつやっていただきたい。その二つがお願いである。

質問だが、人事異動方針についての質問である。教育三法の改正の一つとして学校教育法の改正があったが、その中で副校長や主幹教諭、指導教諭の職を置くことができるようになった。いわゆる任意設置だと思うが、その改正について宮城県ではどう受け止めているのか。来年度の人事に反映されて行くのかどうかである。この人事異動方針からは読み取れないので伺いたい。

教 育 長 新たな職設置についての質問であるが、教育関係三法の改正により、来年4月から新たな職として副校長、主幹教諭、指導教諭を設置することが可能となったが、具体的にはまだ給与の問題等、つめなければいけない課題が結構あるので、来年4月は難しい。ただ、将来的には学校運営上必要な職であると認識しているが、来年4月は難しいと考えている。

小野寺委員 県教委で新しい職の設置に関して地教委とか現場の意見等を聞いたと伺った。私はそういう姿勢が非常に大事だと思っている。これまでそのようなことを聞いたことがなかったので、新しい職の設置についての意見を聞いたことは良いことだと思った。

委員長 仙台市教育委員会とのことについてはどうか。

教職員課長 仙台市とは、仙台市が政令市であるので、人事権は別途持っているわけであるが、政令市移行後も、例えば教員採用を共同で実施しており、綿密に連携を取りながら人事行政を進めているところである。人事交流について協議しながら進めているので、今後も御指摘の主旨を踏まえながら調整を図りたい。

委員長 実績に反映されるようお願いしたい。
(委員全員に諮って)可決。

10 課長報告等

教育・福祉複合施設整備事業に係る大規模事業評価について

(説明：教職員課長)

「教育・福祉複合施設整備事業に係る大規模事業評価について」御説明申し上げます。

教育・福祉複合施設整備事業については、総合教育センター及び通信制独立校に併せて、福祉関係3施設(子ども総合センター、中央地域子どもセンター及びリハビリテーション支援センター)を統合した新福祉センターを整備することから、行政活動の評価に関する条例に基づき、県が改めて実施した計画の評価を、宮城県行政評価委員会に諮問していたところ、平成19年8月27日に、「事業を実施することは妥当と認める」との答申がなされましたので御報告申し上げます。

答申書については、資料3を御覧願いたい。

答申には、教育及び福祉関連施設の一体的整備による機能の連携強化や施設の共用による効率化等を図るものとし、各施設機能の特殊性などに配慮した整備を行うこと。利用者ニーズを踏まえた機能充実を図り、広く県民に開かれた施設としての活用方法等について検討を行うこと。既存施設の跡地について、その有効活用の方策を早急に検討することという、3点の意見が付され、県が作成する評価書及び事業に適切に反映することが求められている。

これらの検討項目に対する県の検討結果については、4ページの評価書の裏面にあるとおり、答申に付された意見に沿った方向で整備を行うものとしており、資料2の評価結果にそれぞれ反映し、9月10日に開催された政策・財政会議で、「事業を実施することは適切である」と、改めて県の評価を確定したところである。

なお、評価結果については県のホームページ及び県政情報センター等で公表し、さらに9月県議会へ報告する予定である。

今後については、平成24年度の供用開始に向けて、PFI導入可能性調査等の手続きを進めてまいります。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

小野寺委員 私、評価を受けて大変良かったと思う。総合教育センターについては、

宮城県にとって課題だと思っており，必要なものであると思っている。三つの複合施設ということだが，総合教育センターには，生涯学習とか社会教育の機能は入るのか。まだこれからか。

教職員課長 平成18年に新教育センターの将来構想を事務局でまとめている。この中でも生涯学習の支援機能ということを，新しいセンターの機能として検討すべきとされており，今後の事業の詳細な検討の中でいろいろと考えていきたい。

11 次期教育委員会の日程について

平成19年10月15日(月)午後2時から

12 閉 会 午後2時55分

平成19年10月15日

署名委員

署名委員